

令和8年度	第5号	仕 様 書 (三重県防災行政無線運営協議会)	
履行場所	津市広明町13番地 三重県庁ほか4箇所		
業務名称	三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託		
履行期間	契約の日から令和9年3月31日まで		
委託の概要			
防災ヘリコプターTV設備の保守点検を行う。			

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費								
労務費								
直接人件費				式				第0001号明細表
					1.00			
労務費計								
直接経費								
旅費交通費				式				
					1.00			
安全費				式				
					1.00			
直接経費計								
技術管理費				式				
					1.00			
直接費計								
諸経費				式				
					1.00			
間接経費(積上分)				式				第 0002号 明細表
					1.00			
機器単体費				式				第0003号 明細表
					1.00			

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
保守業務委託価格								
消費税相当額				式				
					1.00			
保守業務委託費								

第0001号 明細表		直接人件費			1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
三重県庁		式				第0004号明細書
			1			
消防学校		式				第0005号明細書
			1			
青山中継所		式				第0006号明細書
			1			
朝熊中継所		式				第0007号明細書
			1			
浅間中継所		式				第0008号明細書
			1			
総合試験		式				第0009号明細書
			1			
保守対応		式				第0010号明細表
			1			
直接人件費計						

第 0002号 明細表 間接経費（積上分）						1 式
						（上段：前回 下段：今回）
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
N T T立会費（N T T中継所）		日				
仮設通信回線費		式				
			1			
計						

第0003号 明細表		機器単体費			1 式	
		(上段 : 前 回 下段 : 今 回)				
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機器費						
小容量無停電電源装置 3kVA ラックマウント		台				
			2			
小容量無停電電源装置 1.5kVA ラックマウント		台				
			3			
小容量無停電電源装置 0.75kVA 据置		台				
			1			
機器費 計						
機器管理費		式				
			1			
機器単体費						

第0004号明細書		三重県庁		1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)		
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
操作架		台				
			1			
分配架		台				
			1			
操作卓（統制室）		台				
			1			
多重無線装置（単一用）		台				
			1			
多重無線装置（SD用）		台				
			1			
パラボラアンテナ		台				
			3			
被遠方監視制御装置		台				
			2			
デハイドレーター		台				
			1			
小容量無停電電源装置据付・調整（撤去含む）		台				
			4			
計						

第0005号明細書		消防学校		1 式	
		(上段 : 前 回		下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
多重無線装置（単一用）		台			
			1		
パラボラアンテナ（多重無線）		台			
			1		
被遠方監視制御装置（多重無線）		台			
			1		
デハイドレーター		台			
			1		
簡易多重無線装置		台			
			1		
パラボラアンテナ（FWA）		台			
			1		
被遠方監視制御装置（FWA）		台			
			1		
小容量無停電電源装置据付・調整（撤去含む）		台			
			1		
計					

第0006号明細書		青山中継所		1 式	
		(上段 : 前 回		下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自動追尾受信装置		台			
			1		
駆動制御架		台			
			1		
監視カメラ		台			
			1		
連絡用無線機（空中線含む）		台			
			1		
多重無線装置（S D用）		台			
			2		
パラボラアンテナ（多重無線）		台			
			4		
被遠方監視制御装置（多重無線）		台			
			2		
デハイドレーター		台			
			1		
計					

第0007号明細書		朝熊中継所		1 式	
		(上段 : 前 回		下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額
自動追尾受信装置		台			
			1		
駆動制御架		台			
			1		
監視カメラ		台			
			1		
連絡用無線機（空中線含む）		台			
			1		
多重無線装置（S D用）		台			
			1		
パラボラアンテナ（多重無線）		台			
			2		
被遠方監視制御装置（多重無線）		台			
			1		
計					

第0008号明細書		浅間中継所		(上段 : 前回		1 式 下段 : 今回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
多重無線装置（単一用）		台					
			2				
パラボラアンテナ（多重無線）		台					
			2				
被遠方監視制御装置（多重無線）		台					
			2				
デハイドレーター		台					
			1				
小容量無停電電源装置据付・調整（撤去含む）		台					
			1				
計							

第0009号明細書		総合試験		1 式		(上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
総合試験		式					
			1				
計							

第0010号明細表		保守対応		1 式		
				(上段 : 前 回		下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
障害対応		式				
			1			
ヘルプデスク		式				
			1			
計						

三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が発注する三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行場所

津市広明町 13 番地	三重県庁
鈴鹿市石薬師町 452	消防学校
伊賀市伊勢路字青山 1356-1	青山中継所（NTT ドコモ青山無線中継所）
伊勢市朝熊町岳 547	朝熊中継所（NTT 朝熊無線中継所）
度会郡大紀町滝原字岩内山 2064-4	浅間中継所

3 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

（1）保守点検

受注者は、三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検要綱（以下要綱とする。）に基づいて保守点検を行い、その機能の維持を図るものとする。

なお、点検項目については、別紙1の偶数年度によるものとする。

また、点検回数は、履行期間中に1回とする。

（2）UPSの交換

次の箇所のUPSの交換を行うものとする。なお、メーカー生産が終了しているものは発注者と協議のうえ、同等品を採用するものとする。撤去品は関係法令に基づき、適正に処分するものとする。

施設名	用途	型式（既設）	台数
三重県庁	操作架1	SRU-152AC	1
三重県庁	操作架2	SRU-152AC	1
三重県庁	分配架	SRU-152AC	1
三重県庁	講堂操作卓	SXU-Z751	1
消防学校	駆動架	SMU-EA302-R	1
浅間中継所	駆動架	SMU-EA302-R	1

(3) 障害対応

別紙1の機器障害発生時に次の対応を行うものとする。

ア 障害受付 契約期間中24時間

イ 障害対応 障害発生箇所において次の対応を行うものとする。

(ア) 軽微な修理(機器調整等)。

(イ) 現場対応により交換等が必要な部品手配については本契約外とする。

(ウ) 工場での修理が必要な場合は、機器の引き上げ、見積作成、機器修理後の復旧を行うものとする。なお、工場修理については本契約外とする。

(エ) 障害対応は平日9時から17時を基本とし、発注者との協議によるものとする。

(オ) 障害対応は1回／契約期間中とする。

5 関係者との連絡調整

NTT無線中継所はNTT西日本(株)、NTTドコモ無線中継所は(株)NTTドコモの局舎であるため、局舎への立入りは、それぞれの施設管理者の許可(これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可)を得たうえで、指示に従って立ち入るものとする。

6 関係法規等の遵守

受注者は、この委託業務の実施にあたり、この仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとする。

7 提出書類

受注者は、以下の提出書類を遅延なく発注者に提出するものとする。

(1) 実施計画表 1部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとする。

(2) 詳細工程表 1部

保守点検開始の1週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとする。

(3) 点検報告書 電子媒体 各1部

受注者は、本業務の履行完了時に、点検対象機器の一覧および実施した作業内容と結果、業務の写真等を取りまとめた点検報告を電子媒体により各1部、発注者に提出するものとする。

(4) 障害対応報告書

受注者は障害復旧時に障害対応報告書を提出するものとする。

(5) その他発注者が請求する書類

障害・修理対応に係る報告書など、発注者の求める書類については、その都度、提出するものとする。

8 施工管理

- (1) 受注者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者の補助又は支援の体制を確保するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとする。
- (2) 受注者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者にその日程表を提出するものとする。

また、日程変更が生じた場合は、原則受注者が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとする。

なお、受注者が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を発注者に連絡し、常にその所在を明らかにするものとする。

- (3) 受注者は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたて、発注者の示す要綱に基づき、保守点検を行うものとする。
- (4) 受注者は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとする。
- (5) 保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な部品、消耗品等の交換及び軽微な塗装等は本契約に含むものとする。
- (6) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告するとともに、復旧に努めるものとする。

なお、軽微な修理(機器調整等)による対応は障害対応の回数に含まないものとする。

- (7) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとする。
- (8) 受注者の行う保守点検は、発注者の勤務日及び勤務時間内を原則とする。

ただし、発注者の要請により、勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとする。

- (9) 三重県庁と防災ヘリ事務所間に設置している、防災ヘリコプターTV 設備の映像伝送に使用している仮設映像伝送システムについて、令和8年9月 1 日～令和9年3月31日の間、通信回線の維持及び仮設映像伝送システムの運用管理を行うものとする。

9 障害発生時の対応

受注者は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害が発生したときは、障害復旧に協力するものとする。

10 他の保守点検業者との連携

受注者は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとする。

11 その他

(1)この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ決定するものとする。

(2)暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

三重県防災ヘリコプターTV設備保守点検要綱

第1章 総 則

(目 的)

- 1 この要綱は、三重県防災行政無線の取扱い等に関する訓令（平成6年訓令第6号）第28条に基づき、三重県防災ヘリコプターTV設備の保守点検業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(保守従事者の留意事項)

- 2 保守点検業務に従事する者は、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 三重県防災ヘリコプターTV設備を常に所期の機能に保持し、良好な運用が確保できるよう努めるとともに、障害はこれを未然に防止するよう配慮すること。
 - (2) 作業は、迅速、正確に行いその責任の所在を明らかにすること。
 - (3) 常に設備の状態を把握しておくこと。
 - (4) 保守点検業務のため、設備の運用を一時停止する必要があるときは、事前に設備担当者とその旨連絡し了解を得ること。

第2章 点検及び試験

(点検の種類)

- 3 点検とは、定期的に行う定期点検及び機器不良発生時等に臨時に行う臨時点検をいう。

(定期点検の周期並びに項目)

- 4 原則別紙1のとおり、各施設に設置する機器の定期点検を行うものとする。
また、機器ごとに実施する点検項目及びその内容は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）等を参考に選定するものとする。

(臨時点検及び試験)

- 5 臨時の点検及び試験は、特に運用上必要と認めたときに実施し、その方法等は定期点検の中からその目的に添って行うとともに、特にその機能上必要と思われる試験を含むものとする。

(実施上の留意事項)

- 6 定期点検、臨時点検及び試験を実施するときは、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 計画的かつ能率的に実施すること。
 - (2) 作業は原則として閑散時に実施すること。
 - (3) 機器の設置施設への立入りの際には、その施設の管理者等、必要な関係者に事前に連絡し、了解を得て立ち入ること。
 - (4) 点検の際、機器の不具合を発見した場合は、設備担当者に報告するとともに応急的な修理を実施すること。
 - (5) 大雨等の準備体制以上の配備が行われたときは、原則的に点検は行わないこと。

第3章 雑 則

(作業の安全)

- 7 高所における作業及び高圧電気に関係した作業を行う場合は、服装、安全帯、携帯工具等を特に綿密に点検し周到な注意をはらって実施しなければならない。

(付則)

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。

この要綱は、令和4年 7月13日から施行する。

三重県防災ヘリコプターTV設備 構成機器一覧および定期点検計画

機器名		備考	施設・数量									
			三重県庁	鈴鹿庁舎	防災ヘリ事務所	消防学校	長谷山中継所	青山中継所	朝熊中継所	浅間中継所	谷の山中継所	長尾中継所
ヘリコプターテレビ伝送システム												
制御装置	操作架		1	1								
	分配架		1	1								
	操作卓(統制室)		1	1								
	操作卓(講堂)		1									
	操作卓(航空隊)				1							
受信端末	固定型自動追尾受信装置	1.8mφ、0.9mφ				1		1	1	1		1
	駆動架					1				1		
	制御架					1				1		
	駆動制御架							1	1			1
	可搬型受信装置				1							
	携帯型連絡用無線装置	可搬受信装置用				1						
他	監視カメラ					1		1	1	1		1
	連絡用無線装置	フィルタ含む				1		1	1	1		1
	空中線(連絡無線用)					1		1	1	1		1
ヘリコプターテレビ無線通信設備												
多重無線	多重無線装置(単一用)	7.5GHz帯、26Mbps	1			1	1			2	2	1
	多重無線装置(SD用)	7.5GHz帯、26Mbps	1					2	1			
	パラボラアンテナ	2.0mφ、3.0mφ	3			1	1	4	2	2	2	1
	被遠方監視制御装置		2			1	1	2	1	2	2	1
	デハイドレータ		1			1		1		1		
FWA	簡易多重無線装置	18GHz帯		1		1						
	パラボラアンテナ			1		1						
	被遠方監視制御装置			1		1						
無線アクセス	無線アクセス装置	アンテナ含む	1		1							

定期点検実施年度
(実施年度に点検を1回行う)

令和6・8… (偶数年度)
(三重県庁は点検中継所との対向試験)

令和7・9… (奇数年度)